

## 三位一体の改革に関する地方団体からの提言（要旨）

資料 1

提言主体	全国知事会 H15.11.18 (は平成16年度における提言)	全国市長会 H15.10.23	全国町村会・全国町村議会議長会 H15.10
見直しの対象とする国庫補助負担金	平成15年度の都道府県の当初予算に計上された国庫補助負担金の総額。(国から直接市町村のみに交付されるもの及び地方財政法第10条の4に規定する国庫委託金は除く。) 総額11兆2,082億円(国予算ベース) 都道府県が事業主体6兆9,852億円 市町村が事業主体 4兆2,230億円	地方向けの総額約20兆4000億円(平成15年度政府予算ベース)のうち、市町村に直接交付され、または、都道府県を通じて市町村に交付されるものを対象。 123件 総額 約15兆2,724億円	
廃止(存続)すべき国庫補助負担金	廃止 総額8兆9,357億円 都道府県が事業主体6兆4,066億円 市町村が事業主体 2兆5,291億円 総額2兆円程度の国庫補助負担金を優先して廃止。 義務教育費国庫負担金については、その全額を廃止し、それに見合う所要額を税源移譲するべきとの方針を平成16年度に明確にした上で、「改革と展望」の期間中に、速やかに実施。退職手当等を国庫負担対象から外すなどの措置は、到底受け入れられない。	廃止 101件 総額5兆8,552億円 格差なく国による統一的な措置が望まれるものと、災害復旧のために要する経費に係るものであり、予測できない臨時巨額の財政負担が生じ、引き続き国の支援を必要とするものは当面存続するものとする。 国の統一的保険制度に係るものは保険制度全般の見直しの中で引き続き検討されることが必要。	
税源移譲	総額7兆9,234億円(都道府県が事業主体5兆8,040億円) (廃止すべき国庫補助負担金のうち、地方が実施すべき事業に係るものについては、義務的なものは10割、その他は仮に8割の財源措置) 財政力格差の拡大については、まずはできるだけ偏在性の少ない地方税体系を築くことが必要だが、なお財政力格差の拡大が想定される場合には、財源保障機能と財源調整機能を一体として果たす地方交付税制度の見直しにより対応。また、例えば、必要な場合には、地方譲与税の配分調整や法人事業税・法人住民税の分割基準の見直しを行うなど実効性のある財源均てん化の方策について総合的に検討していくことが必要。 総額1兆8千億円程度	総額4兆9,652億円(仮に、義務的な事業については全額、その他の事業については8割として試算)	国庫補助負担金の整理合理化を行うにあたっては、単に地方への負担転嫁をもたらすようなことは絶対にすべきでなく、必要とされる事務事業である限り、税源移譲を行うなど、明確な代替措置を講じるべき。 税源移譲等の検討にあたっては、人口が少なく課税客体に乏しい町村の実情に十分配慮すべき。
都道府県と市町村との調整	* 都道府県と市町村の税財源配分の在り方及び都道府県を経由して市町村に交付される国庫補助負担金の廃止に伴う市町村への財源移譲については、地方6団体間で協議、調整するが、近接及び補充の原理に基づき、市町村の財政運営に支障のないよう、市町村に配慮して措置されるべき。	* 都道府県を通じて市町村に交付されている補助金については、事業を実施している市町村に税源移譲することを基本に検討することが必要。国の補助金に併せて交付されている都道府県補助金も同様の考え方で検討することが必要。	
移譲されるべき税目と税額	所得税から住民税へ(個人住民税を10%比例税率化) 移譲額3兆円。 消費税から地方消費税へ(地方消費税を1.5%引上げ) 移譲額3.6兆円。 揮発油税(2兆8千億円)の一部地方譲与税化等 移譲額1.4兆円 上記の措置に加え、自動車重量税から自動車税への税源移譲、消費税から地方消費税への移譲額の増額、個人住民税の比例税率のアップ等の方策を検討。 消費税から地方消費税への移譲と揮発油税(2兆8千億円)の一部の地方譲与税化等。 所得税から個人住民税への移譲についても、国庫補助負担金の廃止の動向に見合って実施すべき。	所得税から個人住民税へ(個人住民税を10%程度の比例税率化)。消費税から地方消費税へ(消費税の1%相当額を地方消費税へ移譲)。 今後、個人住民税の比例税率や地方消費税の税率の更なる引上げ、揮発油税等から地方譲与税への移譲等、全体的に検討することが必要。	
地方交付税	税源移譲等による地方税財源の充実確保が行われた場合、税源が偏在することが避けられないことから、地方交付税による財源保障及び財源調整機能を十分に発揮することにより適切に対応することが不可欠である。 その上で、国の関与の縮小等に応じた算定の簡素化、地方債の元利償還金に係る交付税措置の見直しを進めるべきである。更には、交付税制度を基本とする現行の地方財源調整制度について別途総合的な検討が必要。	税源移譲に伴い都市間の財政力格差が拡大することが予想されるため、財源調整、財源保障機能を一体として果たす地方交付税制度の機能を強化するなど財政措置を講じる必要がある。	町村にとっては地方交付税の持つ財源調整機能、財源保障機能は一層重要なものとなるので、不可分一体である両機能を堅持するとともに、町村が人口に比べ広い面積を有し、国土保全等に重要な役割を果たしていること等、その実態を反映した財政需要の算定を行うべき。

提言主体	指定都市 H15.11.14
見直しの対象とする国庫補助負担金	国庫補助負担金等総額20.4兆円のうち、指定都市に係る国庫補助負担金。 128件 総額18.1兆円
廃止(存続)すべき国庫補助負担金	廃止 96件 総額8.0兆円 ・地方の自主的判断に委ねられるべき事業に対する国庫補助負担金は廃止。 ・全国的に画一的な取扱いになっている事業に対する国庫補助負担金は、現行制度を前提とすれば直ちに廃止できない。 ・現行制度の在り方等の議論が必要な国庫補助負担金は、今後とも引き続き検討。
税源移譲	総額7.2兆円(地方が引き続き実施すべき事業等の財源については、その所要額を国から地方への基幹税を基本とした税源移譲によって確保することが不可欠。そのうち、全額税源移譲すべき義務的的事业については10割、投資的経費を中心としたその他の事業については仮に8割を税源移譲することとした場合で最低限度必要な移譲額を試算。) 義務教育費国庫負担金については、その所要全額について税源移譲による財源措置等を講ずることを前提として、廃止すべきであると考え、現在、地方負担のあり方について、道府県と指定都市間の県費負担教職員制度の見直しが検討されており、小・中学校等の教職員に係る給与費負担の移管にあたっては、学級編成や教職員定数・配置等の包括的な権限の移譲とともに、道府県から指定都市へ税源移譲が行われるべき。 指定都市が道府県に代わって事務を行っているものにかかる国庫補助負担金が廃止される場合、道府県だけでなく指定都市に対しても税源移譲による財政措置等が行われるべき。
移譲されるべき税目と税額	基幹税を基本とした税源移譲。
地方交付税	地方交付税の改革にあたっては、地方が標準的な行政サービスを安定的に供給できるよう、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなど双方を重視。

#### 国・地方を通じた経費削減効果

(全国知事会、全国市長会)

国では経常的に財政収支が改善するとともに、国庫補助負担金関係事務など国政のスリム化につながる。

地方では国庫補助負担金関係事務の削減、自主性、自律性の向上による行財政改革の推進、経費の削減につながる。